

宇部市立図書館フェイスブックに関する運用規程

令和2年8月27日
宇部市立図書館

(目的)

- 1 フェイスブックが持つ拡散性、即時性、滞留性を活かすことで情報の伝播効果を期待し、図書館、読書活動の推進等に関する様々な情報を、フェイスブック機能を使って積極的かつ迅速に発信することを目的とする。

(適用)

- 2 この運用規程は、宇部市ソーシャルメディア等に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に準じ、宇部市立図書館フェイスブックページ（以下「フェイスブックページ」という。）を利用して、宇部市立図書館（以下「図書館」という。）及び図書館長が承認した図書館情報発信協力団体（以下「協力団体」という。）が情報発信する際に適用する。

(アカウント登録)

- 3 図書館にフェイスブック担当者を置き、フェイスブックページの作成、管理、運用及び総括的な事務に当たる。

(情報発信)

- 4 原則として、フェイスブックページは図書館で管理する。
- 5 情報発信は、フェイスブック担当者及び協力団体が行い、図書館長がその責任を負う。

(意思決定)

- 6 情報発信については、原則として図書館長の承認を必要とする。ただし、次に掲げるものはフェイスブックの特性や情報発信の即時性を考慮し、フェイスブックページ担当者の判断によりフェイスブックページに直接情報を発信できるものとする。
 - (1) 既に一般に周知されている事項について再度、正しい情報として発信する場合。
 - (2) イベント、行事等の現況・結果などについて情報発信する場合。
 - (3) 法令等で定められている内容の情報を発信する場合。
 - (4) その他図書館長が事前に承認したイベント、行事等に関する情報を発信する場合。

(お気に入りのページ登録の禁止)

- 7 原則として、他のフェイスブックページは登録しない。ただし、公的機関、業務上関係の深いと認めるフェイスブックページについては例外とすることができる。

(市以外のページ・アカウントへのコメントの禁止)

- 8 市以外のフェイスブックページへのコメントは行わない。ただし、各課のフェイスブックページや公的機関、業務上関係の深いと認めるページ又はアカウントへのコメントはフェイスブック担当者の判断で例外とすることができる。

(市以外のフェイスブックページのシェア及び「いいね！」機能使用の禁止)

- 9 市以外のフェイスブックページには、原則としてシェア及び「いいね！」機能を使用しない。ただし、各課のフェイスブックページや公的機関、業務上関係の深いと認めるページ又はアカウントへのシェア及び「いいね！」機能の使用は担当者の判断で例外とすることができる。

(ホームページへの表示)

- 10 図書館は、フェイスブックページを市のホームページ上にリンクを掲載し、情報発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。

(なりすましへの対応)

- 11 図書館は、フェイスブックページになりすましたページ及び公式なものと誤解を招くページを発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましページが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(不適切なコメントの取り扱い)

- 12 図書館長は、フェイスブックページに寄せられたコメントのうち、法令や公序良俗に反すると思われるもの、発信した情報と関連がないものなどフェイスブック担当者が不適切と判断したコメントについては、コメント投稿者の許可を得ることなく投稿の削除又は非表示の措置をとることができる。

(登録の解除等)

- 13 図書館長は、法令、ガイドライン及びこの運用規程に照らし、重大な利用違反や不正利用等が判明した場合は、公式フェイスブックページの発信を止めることができる。